厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

困難な問題を抱える女性への支援に関する検討会（第5回）	
令和8年11月26日	参考資料1

個別の論点に係る参考資料

令和８年11月26日

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課　女性支援室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

【論点１】都道府県・市町村における相談支援体制について

【論点２】一時保護所や女性自立支援施設における受入促進に向けた方策について

【論点３】民間団体との協働のあり方について

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

女性相談支援員の推移（R8速報値）

○　女性相談支援員の員数は毎年少しずつ増加している。
○　市町村に配置される女性相談支援員の割合が増加している（H27年度：65.1%→R8年度：72.6%）

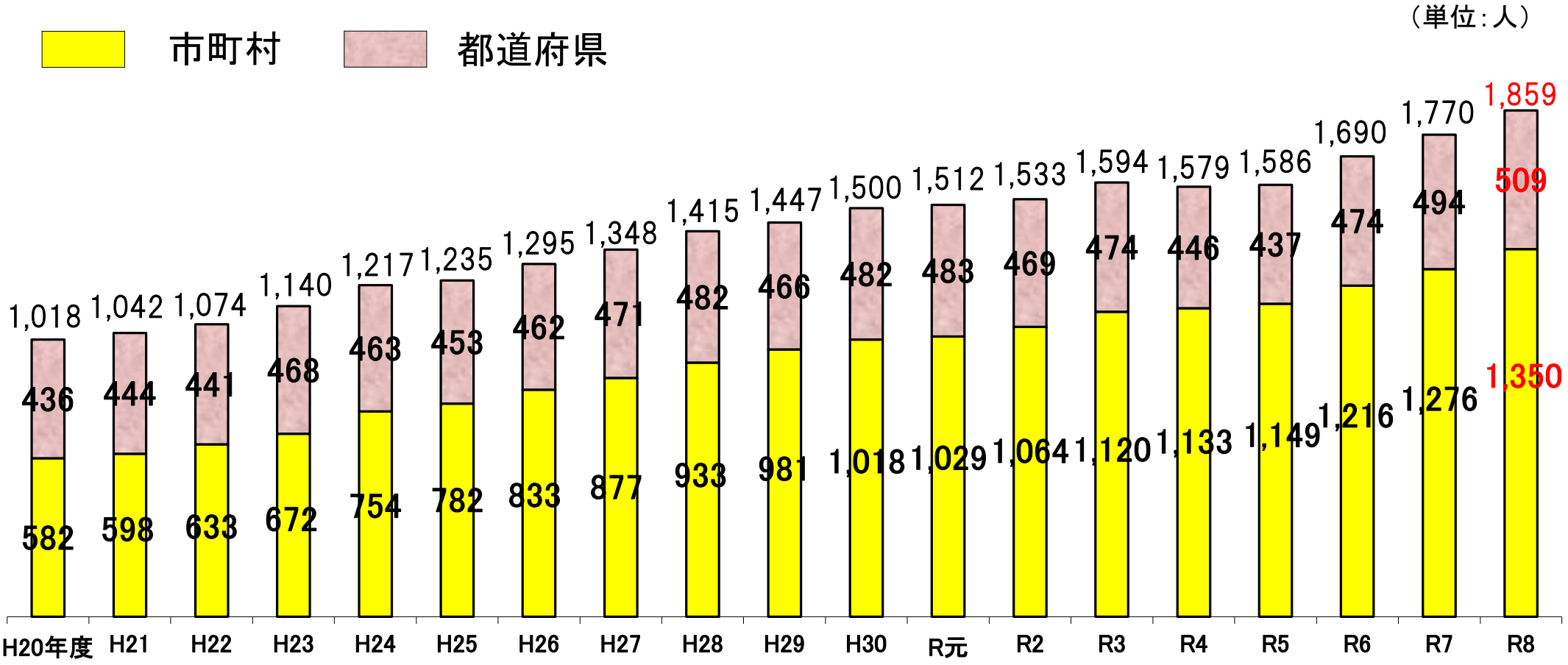

令和8年4月1日現在

（厚生労働省女性支援室調べ）

※速報値であり今後修正がありうる。

各自治体における女性相談支援員の配置状況（R8速報値）

（令和８年４月１日現在）

○　全市区に占める女性相談支援員の配置市区割合は59.0%（R7.4時点55.8%）、全町村に占める配置町村割合は2.6%(R7.4時点1.2%）。

都道府県		都道府県知事による配置	市区町村長による配置	計	市区数（A）	女性相談支援員配置市区数（B）	市区配置率（B/A%）	町村数（C）	女性相談支援員配置町村数（D）	町村配置率（D/C%）	市区町村配置率((B+D)/(A+C)%)
1	北海道	4	44	48	35	14	40.0%	144	1	0.7%	8.4%
2	青　森	8	9	17	10	6	60.0%	30	0	0.0%	15.0%
3	岩　手	2	23	25	14	14	100.0%	19	0	0.0%	42.4%
4	宮　城	10	34	44	14	6	42.9%	21	0	0.0%	17.1%
5	秋　田	8	2	10	13	1	7.7%	12	0	0.0%	4.0%
6	山　形	9	14	23	13	13	100.0%	22	0	0.0%	37.1%
7	福　島	17	10	27	13	6	46.2%	46	0	0.0%	10.2%
8	茨　城	13	23	36	32	10	31.3%	12	0	0.0%	22.7%
9	栃　木	12	39	51	14	14	100.0%	11	0	0.0%	56.0%
10	群　馬	7	19	26	12	9	75.0%	23	1	4.3%	28.6%
11	埼　玉	14	65	79	40	22	55.0%	23	0	0.0%	34.9%
12	千　葉	44	51	95	37	15	40.5%	17	0	0.0%	27.8%
13	東　京	30	244	274	49	49	100.0%	13	0	0.0%	79.0%
14	神奈川	36	92	128	19	19	100.0%	14	0	0.0%	57.6%
15	新　潟	5	24	29	20	10	50.0%	10	0	0.0%	33.3%
16	富　山	5	9	14	10	4	40.0%	5	0	0.0%	26.7%
17	石　川	16	12	28	11	5	45.5%	8	0	0.0%	26.3%
18	福　井	5	8	13	9	5	55.6%	8	0	0.0%	29.4%
19	山　梨	5	6	11	13	3	23.1%	14	0	0.0%	11.1%
20	長　野	12	28	40	19	19	100.0%	58	0	0.0%	24.7%
21	岐　阜	7	16	23	21	12	57.1%	21	0	0.0%	28.6%
22	静　岡	5	37	42	23	23	100.0%	12	2	16.7%	71.4%
23	愛　知	26	52	78	38	11	28.9%	16	0	0.0%	20.4%
24	三　重	9	22	31	14	14	100.0%	15	1	6.7%	51.7%
25	滋　賀	10	12	22	13	10	76.9%	6	0	0.0%	52.6%
26	京　都	19	13	32	15	7	46.7%	11	1	9.1%	30.8%
27	大　阪	15	63	78	33	22	66.7%	10	5	50.0%	62.8%
28	兵　庫	5	67	72	29	20	69.0%	12	2	16.7%	53.7%
29	奈　良	5	6	11	12	2	16.7%	27	1	3.7%	7.7%
30	和歌山	15	7	22	9	3	33.3%	21	0	0.0%	10.0%
31	鳥　取	1	7	8	4	4	100.0%	15	0	0.0%	21.1%
32	島　根	11	14	25	8	4	50.0%	11	4	36.4%	42.1%
33	岡　山	17	24	41	15	5	33.3%	12	1	8.3%	22.2%
34	広　島	7	19	26	14	11	78.6%	9	1	11.1%	52.2%
35	山　口	7	13	20	13	10	76.9%	6	0	0.0%	52.6%
36	徳　島	7	5	12	8	3	37.5%	16	0	0.0%	12.5%
37	香　川	5	16	21	8	8	100.0%	9	0	0.0%	47.1%
38	愛　媛	4	16	20	11	8	72.7%	9	0	0.0%	40.0%
39	高　知	7	0	7	11	0	0.0%	23	0	0.0%	0.0%
40	福　岡	25	76	101	29	10	34.5%	31	1	3.2%	18.3%
41	佐　賀	4	11	15	10	8	80.0%	10	0	0.0%	40.0%
42	長　崎	3	9	12	13	4	30.8%	8	1	12.5%	23.8%
43	熊　本	4	27	31	14	14	100.0%	31	0	0.0%	31.1%
44	大　分	7	2	9	14	1	7.1%	4	0	0.0%	5.6%
45	宮　崎	5	15	20	9	6	66.7%	17	2	11.8%	30.8%
46	鹿児島	4	21	25	19	6	31.6%	24	0	0.0%	14.0%
47	沖　縄	13	24	37	11	11	100.0%	30	0	0.0%	26.8%
合計		509	1,350	1,859	815	481	59.0%	926	24	2.6%	29.0%

※速報値であり今後修正がありうる。

（厚生労働省女性支援室調べ）

各都道府県における女性相談支援員の配置状況（R8速報値）

○　各都道府県に配置されている女性相談支援員のうち、女性相談支援センターに配置されている者が55.8%、次いで都道府県の福祉事務所に配置されている者が27.1%となっている。（福祉事務所に女性相談支援員を配置しているのは20都道府県、全体の42.6%）

（令和8年4月1日現在）

自治体	本庁	支庁/地方事務所	福祉事務所	女性相談支援センター	その他	計
01北海道	0	0	0	4	0	4
02青森県	0	0	6	2	0	8
03岩手県	0	0	0	2	0	2
04宮城県	0	0	8	2	0	10
05秋田県	0	0	7	1	0	8
06山形県	0	8	0	1	0	9
07福島県	0	0	12	5	0	17
08茨城県	0	0	5	8	0	13
09栃木県	0	0	5	7	0	12
10群馬県	0	0	0	7	0	7
11埼玉県	0	0	5	9	0	14
12千葉県	0	18	12	14	0	44
13東京都	0	4	2	24	0	30
14神奈川県	2	0	8	20	6	36
15新潟県	0	0	0	5	0	5
16富山県	0	0	0	4	1	5
17石川県	0	0	0	16	0	16
18福井県	0	0	2	1	2	5
19山梨県	0	0	0	5	0	5
20長野県	0	0	10	2	0	12
21岐阜県	0	0	0	7	0	7
22静岡県	0	0	4	1	0	5
23愛知県	0	0	0	26	0	26
24三重県	0	0	6	3	0	9

自治体	本庁	支庁/地方事務所	福祉事務所	女性相談支援センター	その他	計
25滋賀県	0	0	0	5	5	10
26京都府	0	3	5	7	4	19
27大阪府	0	0	0	9	6	15
28兵庫県	0	0	0	5	0	5
29奈良県	0	0	0	4	1	5
30和歌山県	0	1	8	6	0	15
31鳥取県	0	0	0	1	0	1
32島根県	0	0	0	6	5	11
33岡山県	0	0	0	11	6	17
34広島県	0	0	0	3	4	7
35山口県	7	0	0	0	0	7
36徳島県	0	0	0	7	0	7
37香川県	0	1	1	3	0	5
38愛媛県	0	2	0	2	0	4
39高知県	0	0	0	7	0	7
40福岡県	0	0	25	0	0	25
41佐賀県	0	0	0	4	0	4
42長崎県	0	1	0	2	0	3
43熊本県	0	0	0	4	0	4
44大分県	0	0	0	7	0	7
45宮崎県	0	0	0	5	0	5
46鹿児島県	0	0	0	4	0	4
47沖縄県	0	0	7	6	0	13
合計	9	38	138	284	40	509

※速報値であり今後変更がありうる。

（厚生労働省女性支援室調べ）

市町村における女性相談支援員の配置状況

○ 女性相談支援員の配置は、小規模自治体になるほど配置割合が低くなっている。

○ 配置していない理由は、「困難な問題を抱える女性からの相談に対応している部署・組織で対応が可能なため」の割合が最も高く43.5%である。次いで、「職員が不足しているため（24.0%）」、「市町村内でニーズがないため（14.5%）」となっている。

図表 V-3 女性相談支援員の配置の有無（人口規模[6]別）【問3】

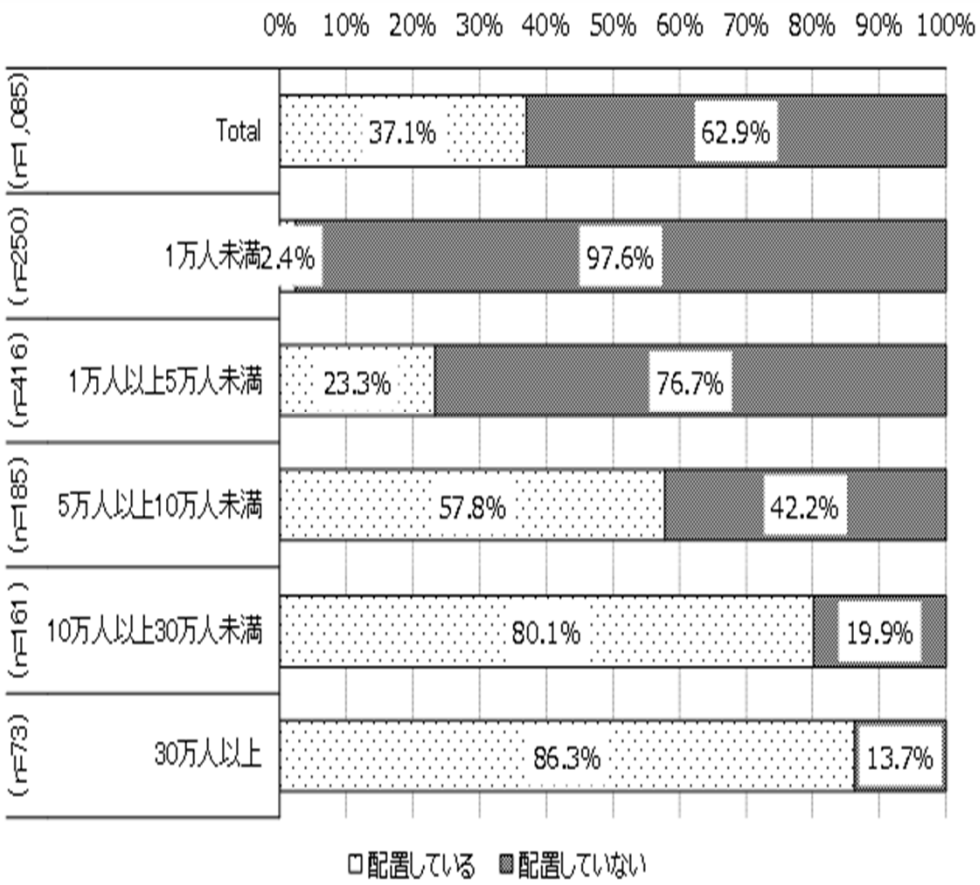

女性相談支援員を配置していない市町村において、女性相談支援員を配置していない主たる理由【問8】

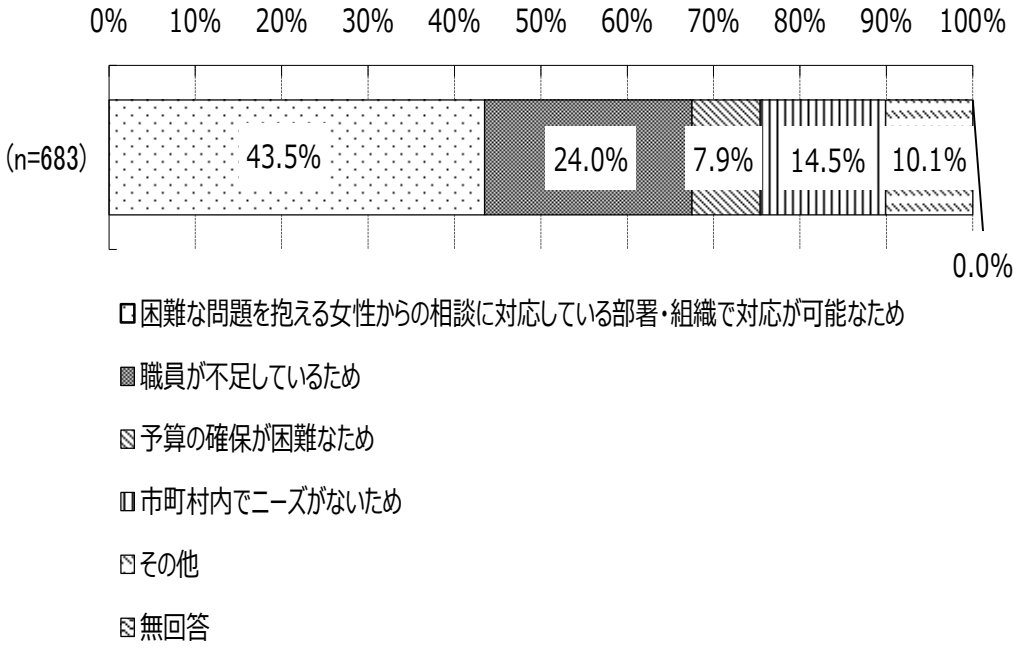

出典：令和7年度社会福祉推進事業　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行状況等に関する調査研究事業

女性相談支援員の年齢・勤続年数・雇用形態

○ 女性相談支援員の現在の年齢は、50歳代以上が7割強となっている。
○ 女性相談支援員になった時の年齢は、50歳代以上が約5割となっている。
○ 女性相談支援員の勤続年数は、3年未満の者が約4割、10年以上の者が約2割となっている。
○ 女性相談支援員の雇用形態は、正規職員が約1割、非正規職員が約9割となっている。

現在の年齢

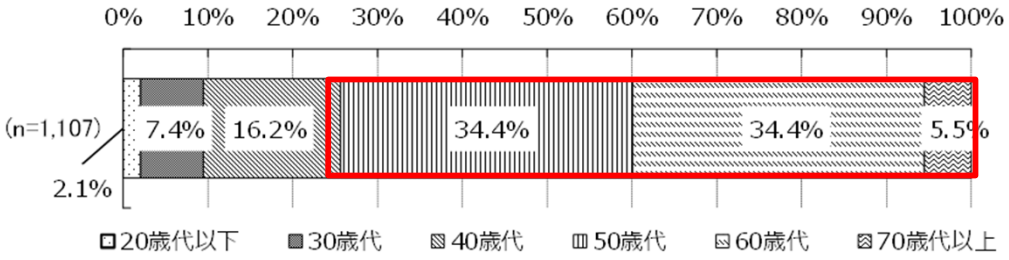

初めて女性相談支援員になった時の年齢

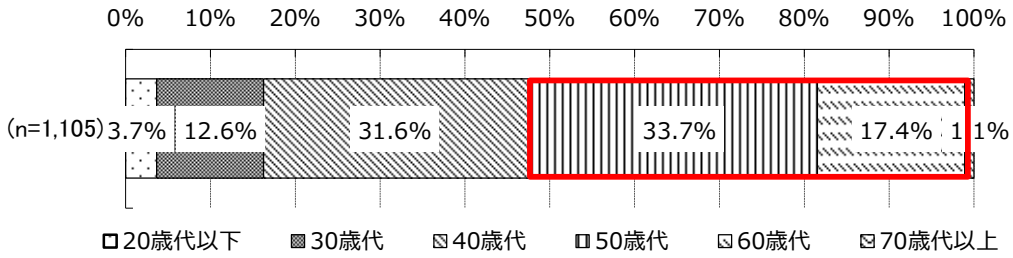

女性相談支援員としての勤続年数

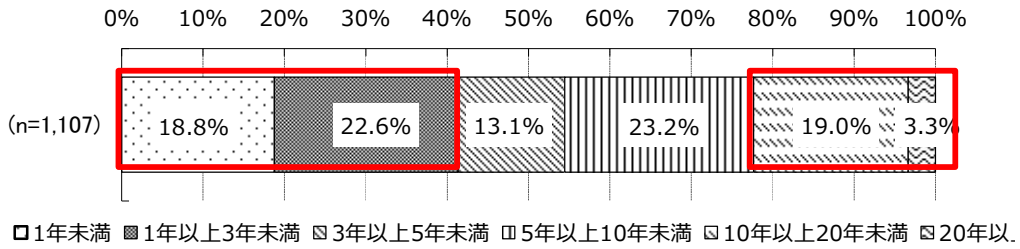

現在の雇用形態

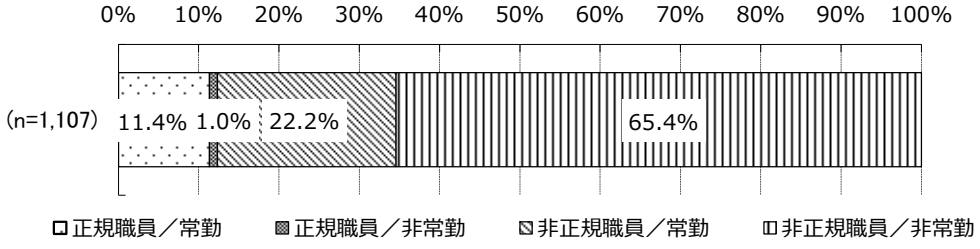

※令和8年度社会福祉推進事業において、三菱UFJリサーチ＆コンサルティングが全国の女性相談支援員を対象に実施したアンケート調査結果より引用。
※有効回答数は1,107人

女性相談支援員の勤務状況

○　女性相談支援員の勤務状況について、週当たりの勤務日数は４日以上が約９割を占めるが、勤務時間数は10時間未満の女性相談支援員が約３割、20時間以上が約７割となっている。
○　女性相談支援員１人あたりの１か月間の相談件数や相談実人数については、女性相談支援員ごとに大きなばらつきがあり、相談件数・相談実人数が少ない者から多い者まで幅広い分布となっている。

女性相談支援員としての週あたりの勤務日数の分布（数値回答）

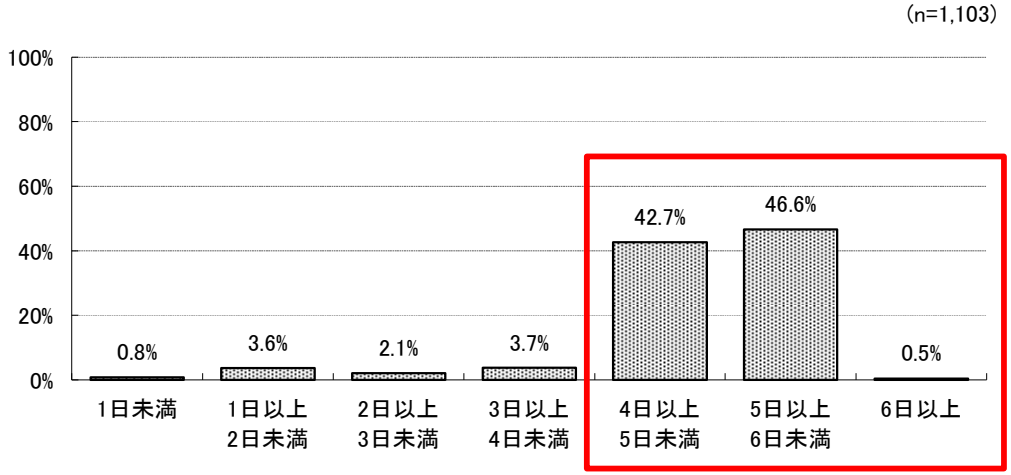

女性相談支援員としての週あたりの勤務時間数の分布（数値回答）

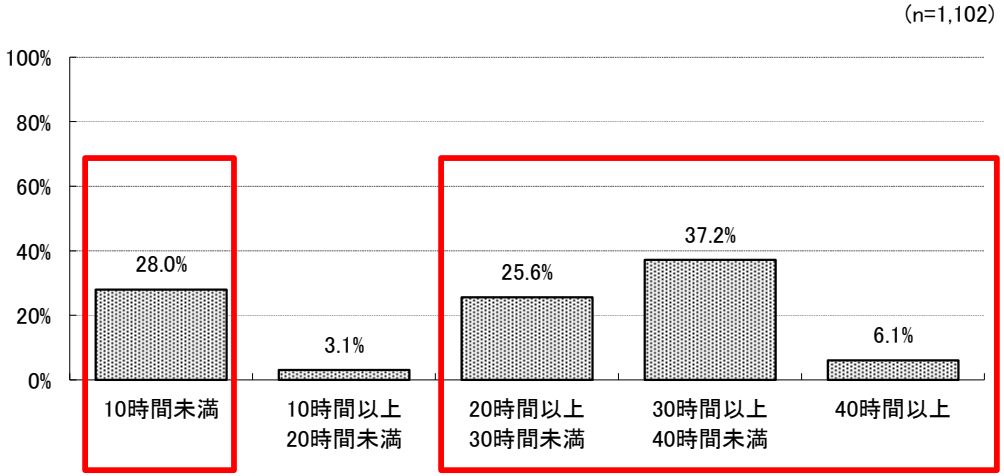

令和８年７月（１か月間）に対応した相談延べ件数の分布（数値回答）
※電話相談と来所相談を合わせた数値

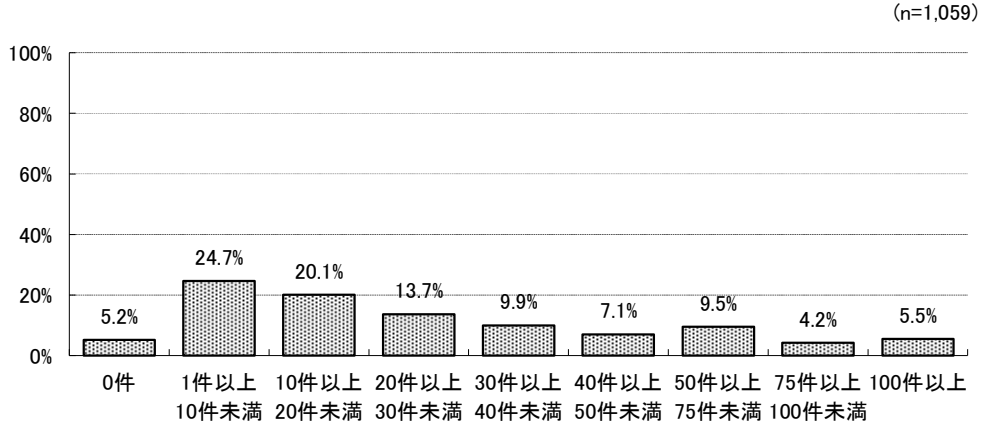

令和８年７月（１か月間）に対応した相談実人数の分布（数値回答）
※電話相談と来所相談を合わせた数値

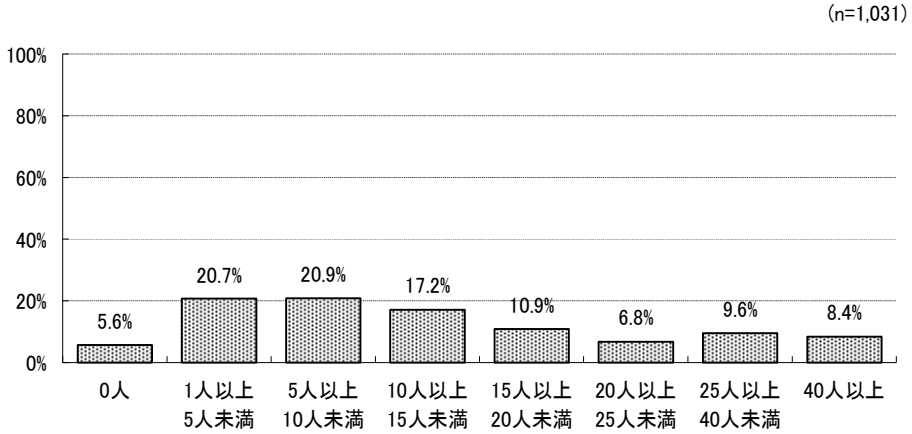

※令和8年度社会福祉推進事業において、三菱UFJリサーチ＆コンサルティングが全国の女性相談支援員を対象に実施したアンケート調査結果より引用。
※有効回答数は1,107人。上記グラフは無効回答除く。

女性相談支援員の福祉分野の経験

○　女性相談支援員のうち約７割が、働き始める以前に福祉分野の従事経験を有している。

女性相談支援員として働き始める以前の福祉分野の仕事への従事経験（複数回答）

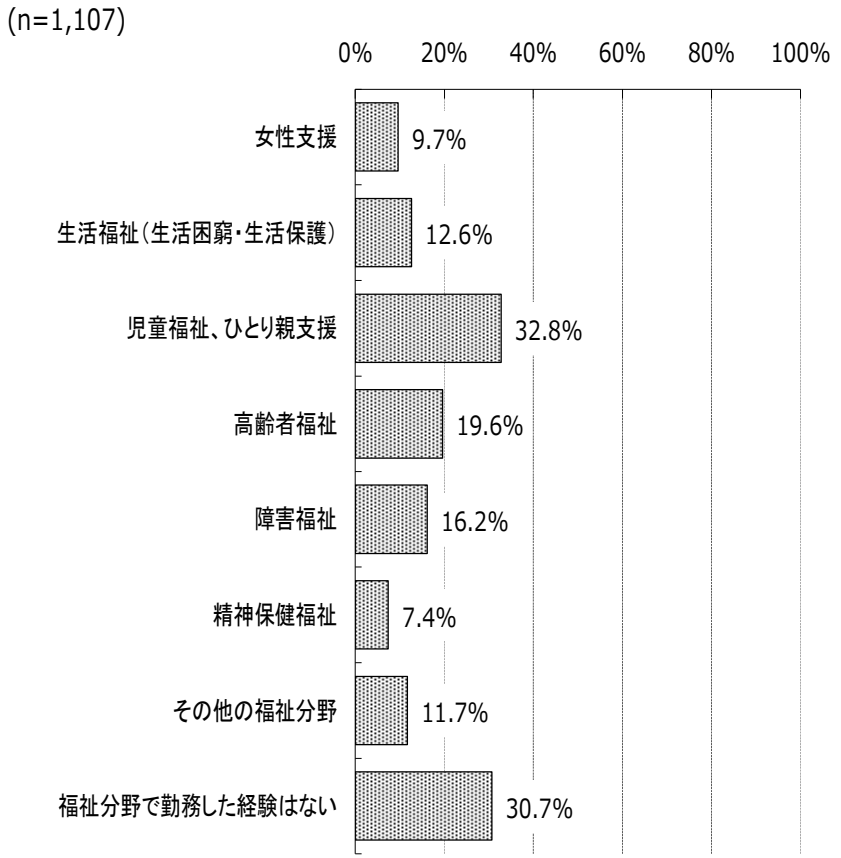

現在の年齢と、女性相談支援員になる前の福祉分野の経験の有無

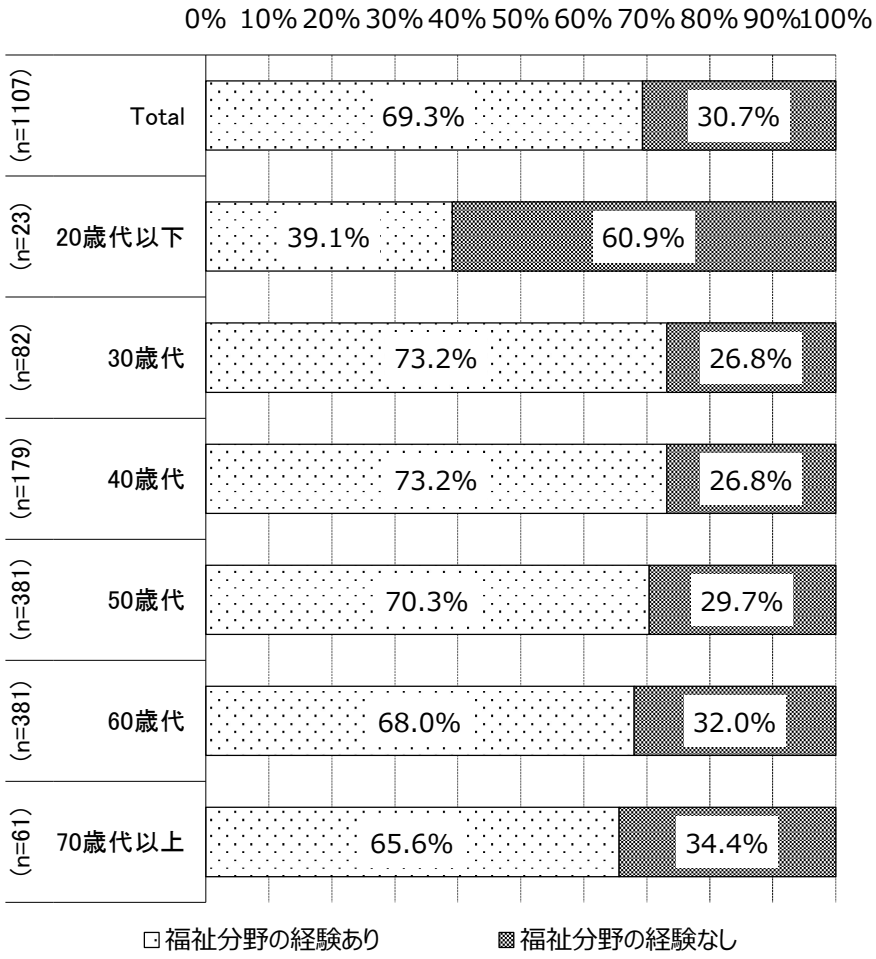

※令和8年度社会福祉推進事業において、三菱UFJリサーチ＆コンサルティングが全国の女性相談支援員を対象に実施したアンケート調査結果より引用。
※有効回答数は1,107人

女性相談支援員の保有する資格

○　女性相談支援員の保有資格について、社会福祉士が28%、精神保健福祉士が12%、臨床心理士が１%、公認心理師が８%となっている。社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師のいずれかの資格を保有している割合は35%であり、年齢層が上がるに従い保有割合は低下する。

現在保有している資格（複数回答）

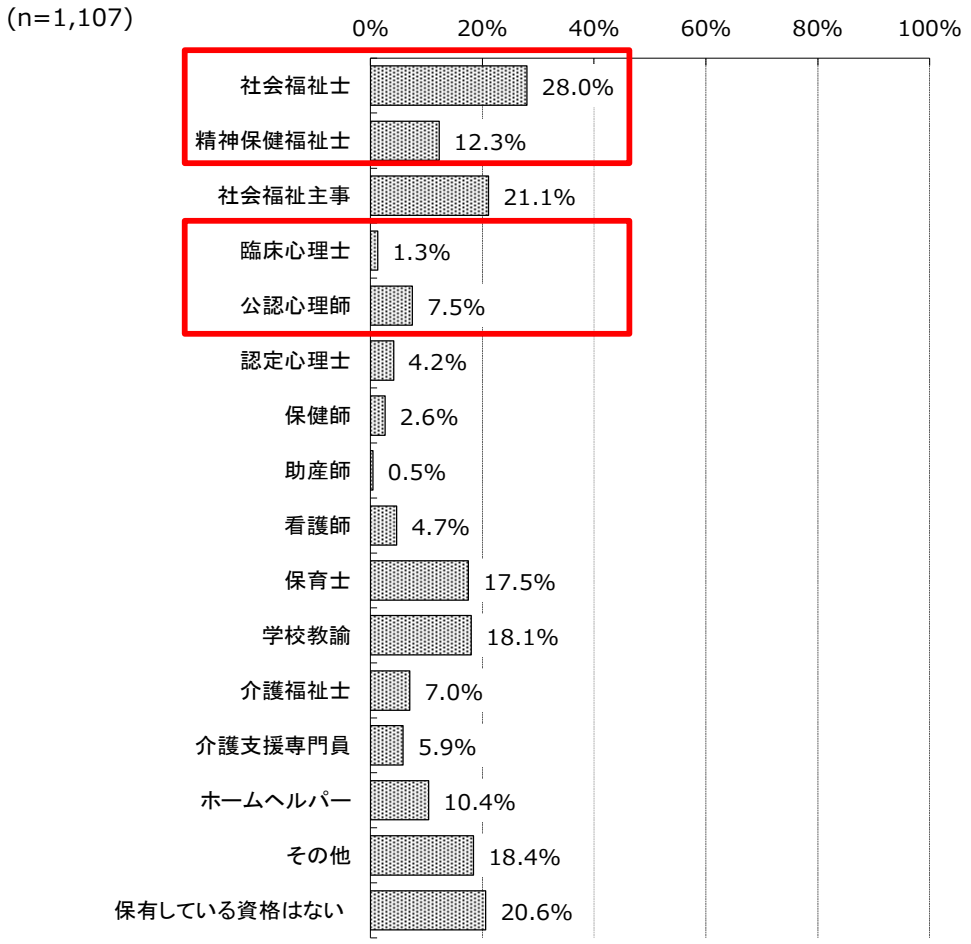

現在の年齢と保有している資格の状況

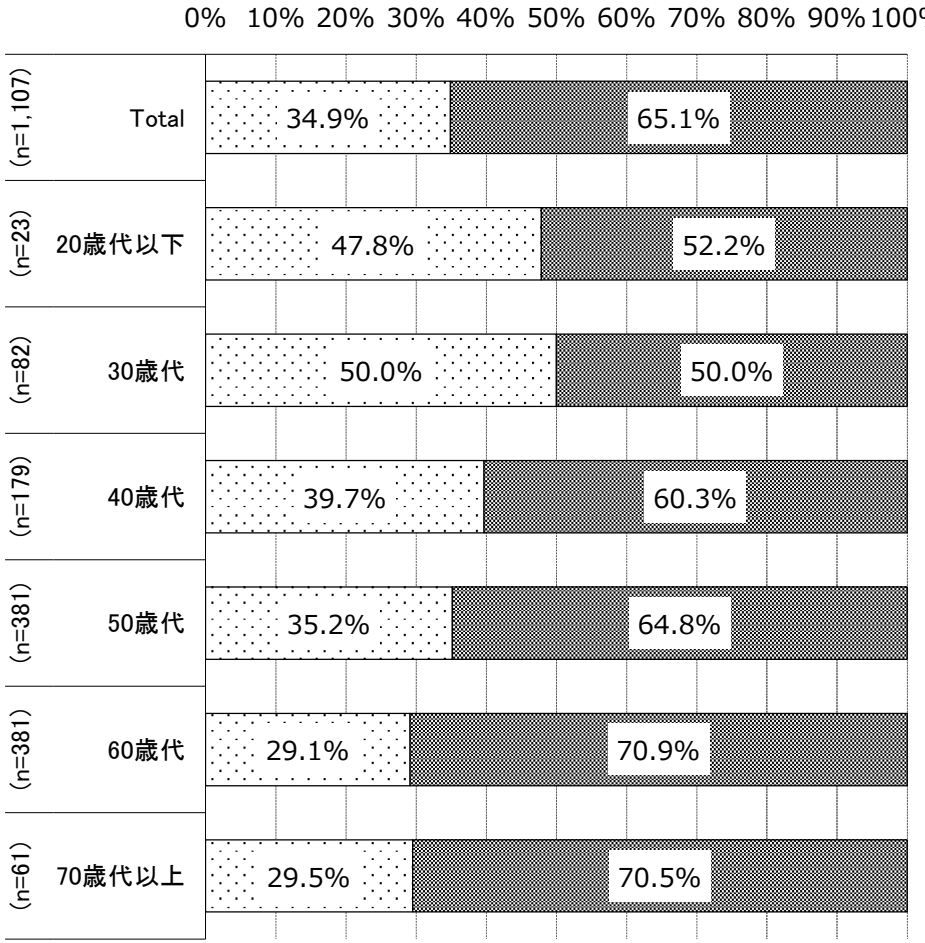

※四資格とは「社会福祉士」「精神保健福祉士」「臨床心理士」「公認心理師」を指す。

※令和8年度社会福祉推進事業において、三菱UFJリサーチ＆コンサルティングが全国の女性相談支援員を対象に実施したアンケート調査結果より引用。
※有効回答数は1,107人

女性相談支援員の業務

○　女性相談支援センターの女性相談支援員は、市町村の女性相談支援員に比べ、「電話相談」に従事する割合が高い。
○　市町村の女性相談支援員は、女性相談支援センターの女性相談支援員に比べ、「来所相談」「居宅訪問」「地域の巡回・出張相談」「同行支援」に従事する割合が高い。また、「生活の場の確保」や「退所先の確保」のための各種調整に従事する割合が高い。
○　女性相談支援センターや都道府県（福祉事務所等）配置の女性相談支援員のうち、市町村の女性相談支援員に対する助言に従事する者は約５割。

過去３か月の女性支援に関する各業務への従事状況

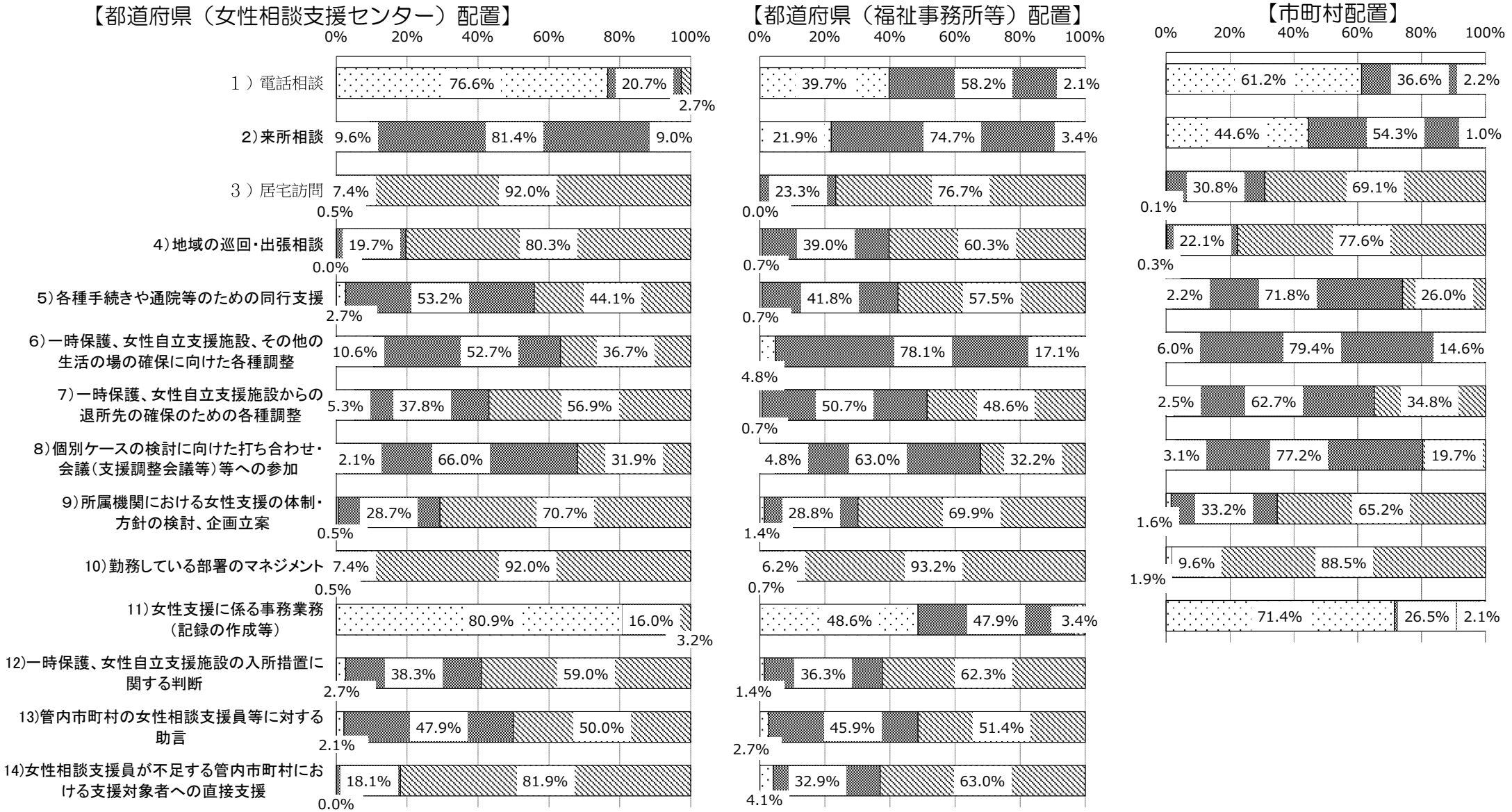

※令和8年度社会福祉推進事業において、三菱UFJリサーチ＆コンサルティングが全国の女性相談支援員を対象に実施したアンケート調査結果より引用。
※有効回答数は1,107人（都道府県（女性相談支援センター）配置188人、都道府県（福祉事務所等）配置146人、市町村配置773人）

女性相談支援センターと女性相談支援担当部署の住所秘匿や担当部署未定の自治体データ

○ 相談窓口の住所非公表は、女性相談支援センターで約３割、市町村で約２割となっている。
○ 市町村では「来所可能な相談窓口を設けていない」が約１割となっている。

【都道府県女性相談支援センター】

図表 II-3 HP等で住所の公表

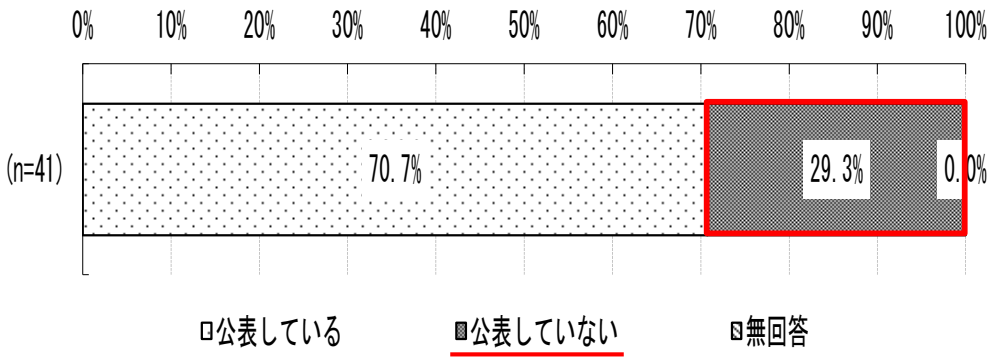

【市町村女性支援担当部署】

図表 V-19支援対象者が来所相談可能な女性支援に関する相談窓口の住所の庁外への周知状況

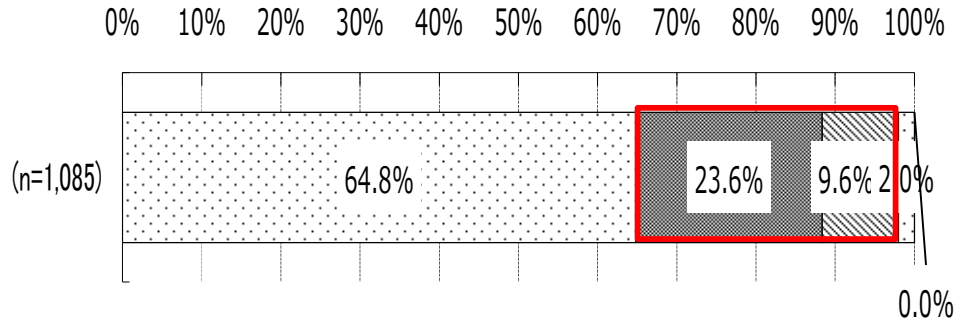

出典：令和7年度社会福祉推進事業　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行状況等に関する調査研究事業

都道府県による市町村への支援の現状

○　都道府県における支援については、女性相談支援員等からの個別事例に関する相談や、市町村向けの研修、担当者会議の開催、女性相談支援員同士の意見交換の場の設定など各種支援が実施されている。
　また、約５割の都道府県では、福祉事務所に女性相談支援員を配置し、町村における相談に対応している。

【都道府県が実施している市町村に対する支援の内容（複数回答）】

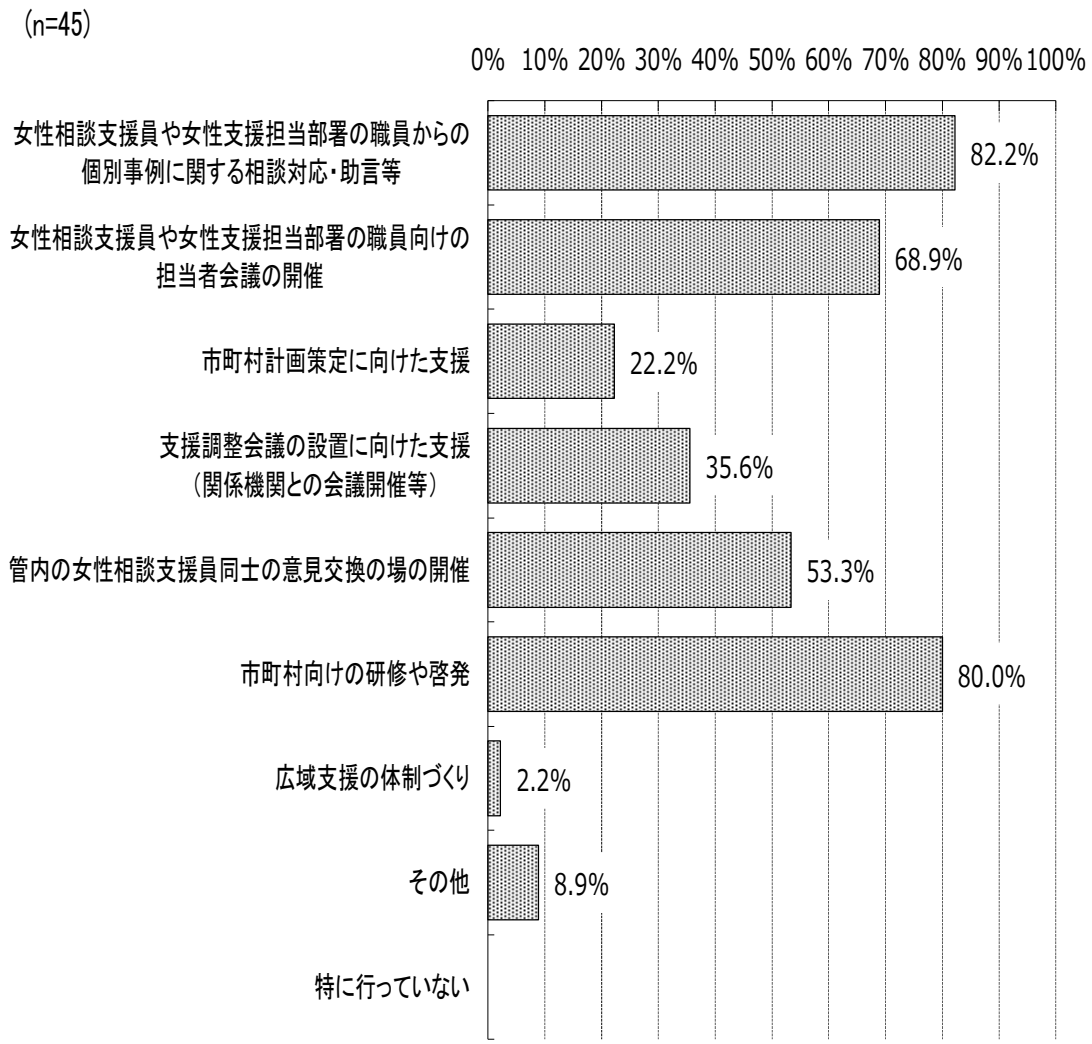

【都道府県の郡部福祉事務所の女性相談支援員の配置の有無及び業務内容】

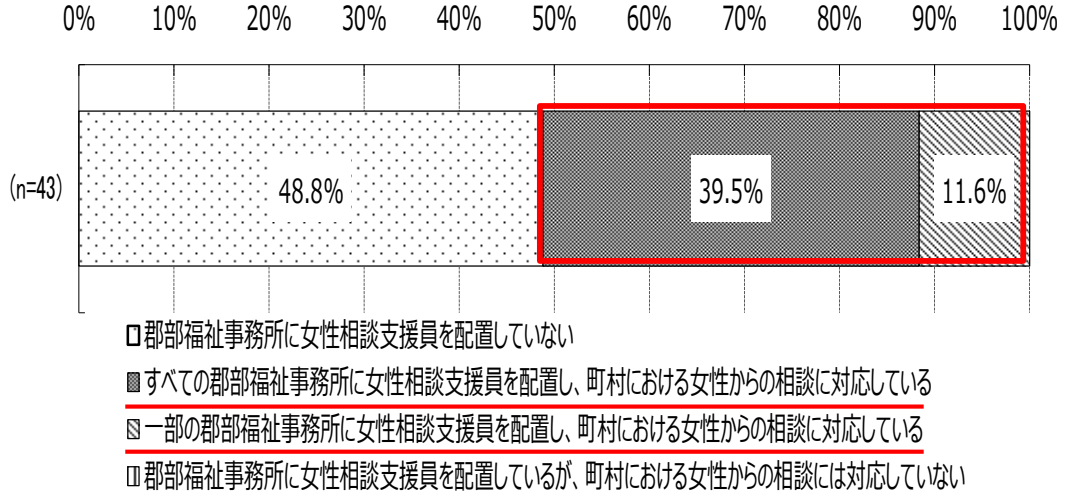

※管下のすべての町村が福祉事務所を設置している都道府県は、集計から除外した。

※令和８年度社会福祉推進事業において、三菱UFJリサーチ＆コンサルティングが全国の都道府県の女性支援担当部署を対象に実施したアンケート調査結果より引用。

女性相談支援員活動強化事業【平成14年度創設】

社会・援護局地域福祉課
女性支援室（内線4584）

令和８年度当初予算　困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数 （24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　困難な問題を抱える女性への支援の担い手となる女性相談支援員（非正規職員）の手当を支給することで必要な人材を確保するとともに、各種研修受講等を推進することで、専門性の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

○　女性相談支援員の業務内容や勤務実態を踏まえ、研修受講の有無や経験年数に応じた手当を支給することで、必要な人材を確保し、適切な支援を提供する。

○　さらに、女性相談支援員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

<処遇改善の実施状況（経験年数５年統括女性相談支援員の場合のイメージ）>

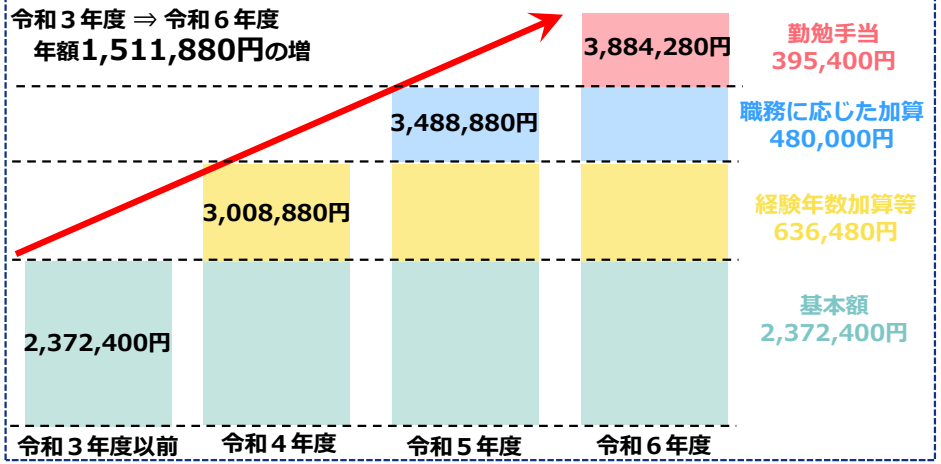

3 実施主体等

<実施主体>
都道府県・市町村（特別区含む）

<補助率>
国１／２、都道府県・市町村１／２

<相談員配置実績等>
相談員数：1,690人（R6.4.1時点）
相談対応件数：延べ449,195件（R5年度）

<補助単価案>

１．女性相談支援員手当等

（１）女性相談支援員手当

ア　基本額　研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円

イ　経験年数加算（R4～）

i　経験年数３～９年の者	研修修了者	：月額	4,500円 ×（経験年数-2年）
	研修未修了者	：月額	3,500円 ×（経験年数-2年）
ii　経験年数10年以上の者	研修修了者	：月額	45,000円
	研修未修了者	：月額	35,000円

ウ　期末手当（R4～）　研修修了者：年額 474,480円
研修未修了者：年額 369,360円

エ　勤勉手当（R６～）　研修修了者：年額 395,400円
研修未修了者：年額 307,800円

（２）統括女性相談支援員加算　月額 40,000円（R5～）

（３）主任女性相談支援員加算　月額　5,000円（R5～）

２．女性相談支援員活動費

ア　都道府県	女性相談支援員の数	×	37,000円
イ　市 町 村	女性相談支援員の数	×	31,450円
ウ　研修旅費	１人あたり年額		40,510円
エ　代替職員	１自治体あたり年額		270,080円

３．スーパービジョン整備費　１自治体あたり年額　227,220円

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

2

【論点１】都道府県・市町村における相談支援体制について

【論点２】一時保護所や女性自立支援施設における受入促進に向けた方策について

【論点３】民間団体との協働のあり方について

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

一時保護・女性自立支援施設入所の状況（令和７年度実績　速報値）

○　一時保護・女性自立支援施設の入所者数は近年減り続けている。（10年前と比べるといずれも４～５割程度減少）

一時保護者数の推移

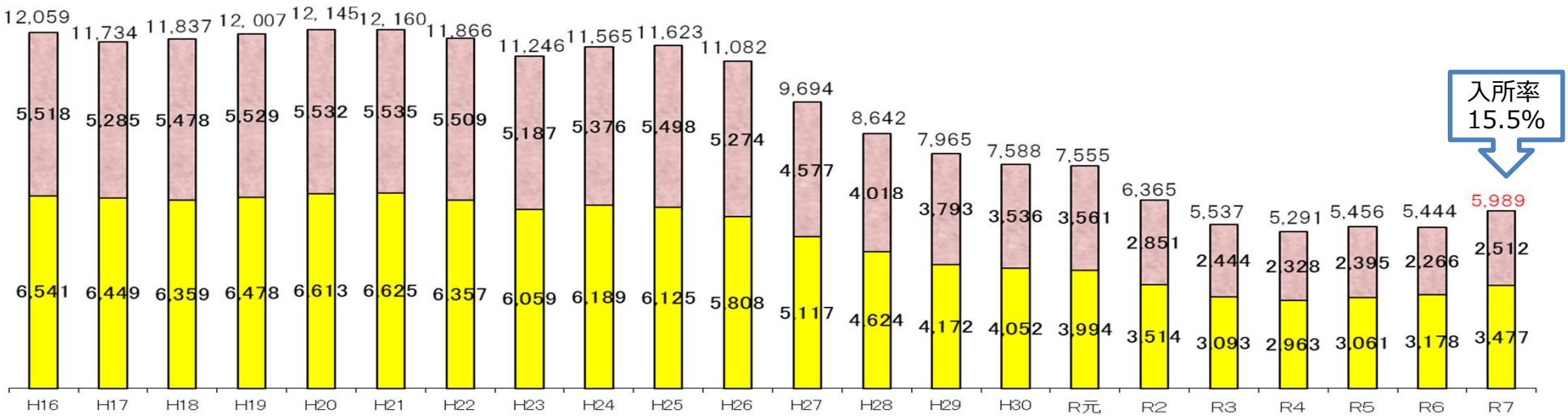

女性自立支援施設の入所者数及び定員の推移

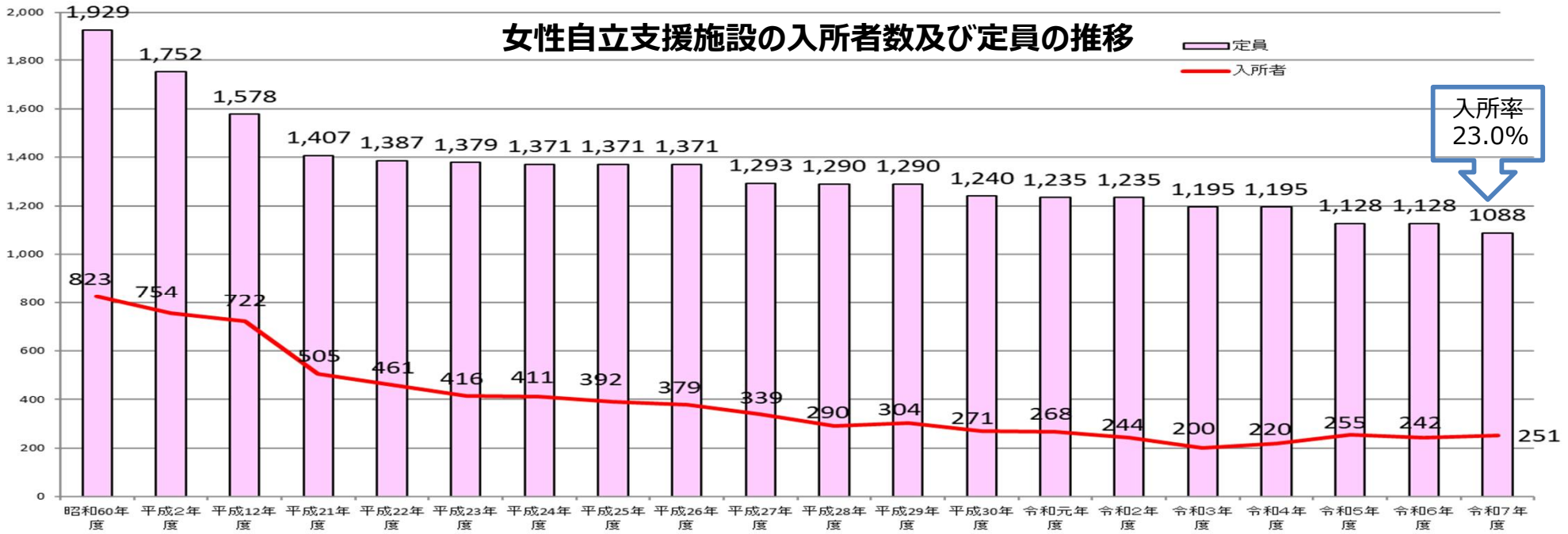

※速報値であり今後変更がありうる。

（厚生労働省女性支援室調べ）

一時保護の入所状況（令和７年度実績　速報値）

○　一時保護の入所率の平均は15.5%、１日当たり平均一時保護（委託）者数は約3.8人（委託を除くと2.5人）
また、自治体ごとの入所状況に大きなばらつきがある。

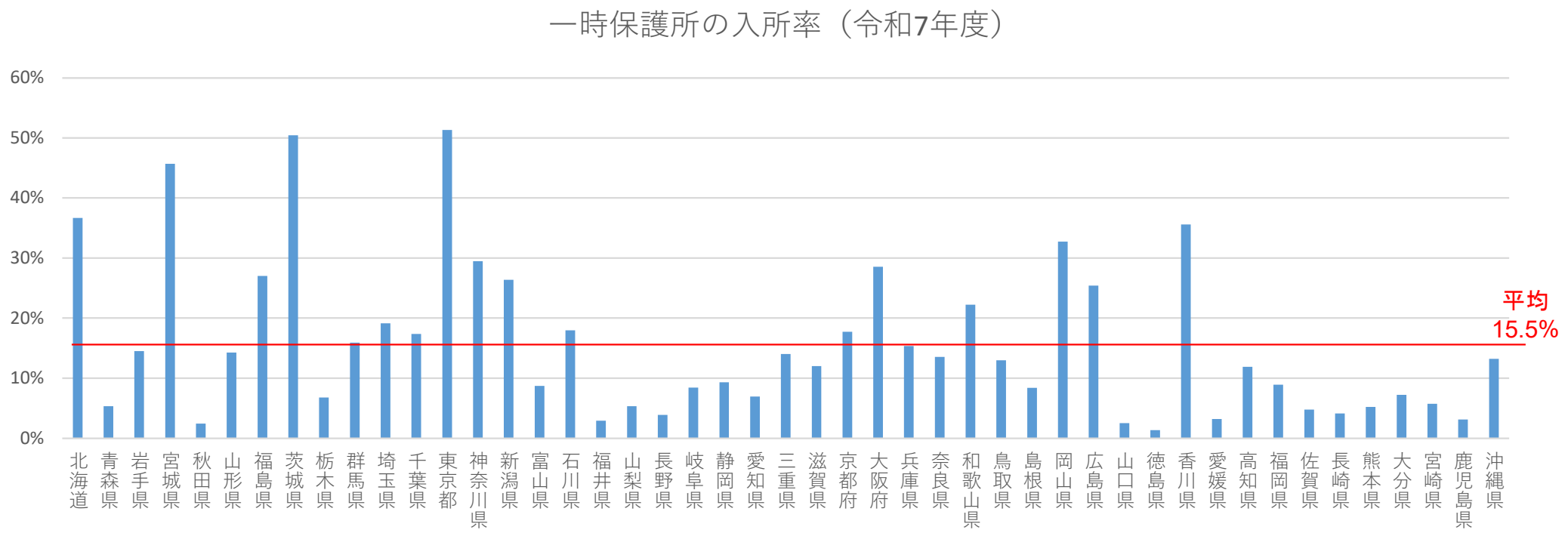

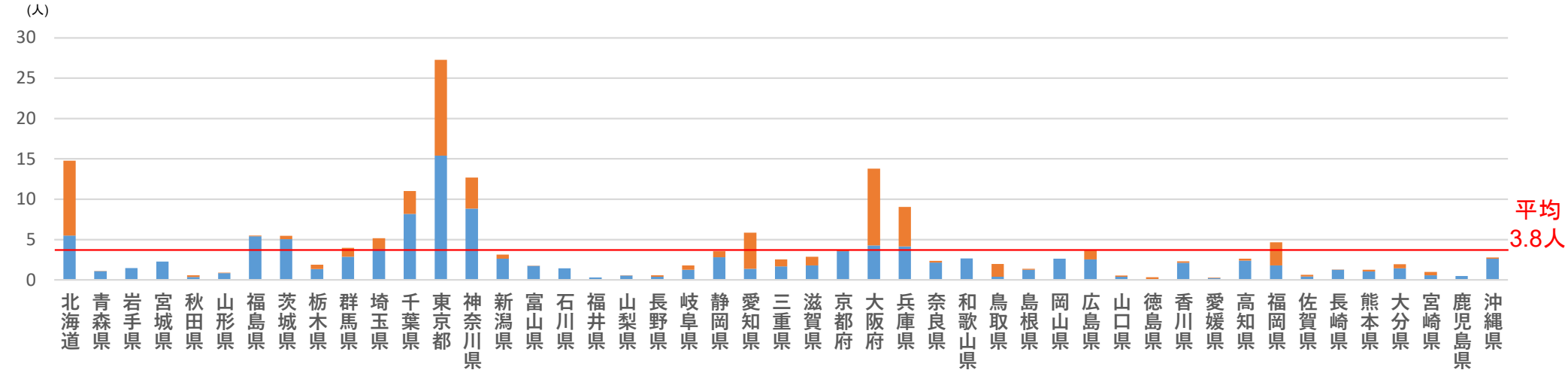

※入所率は、施設の定員に対する女性本人の入所実績をもとに算出したもの。
※速報値であり今後変更がありうる。

（厚生労働省女性支援室調べ）

女性自立支援施設の入所状況（令和７年度実績　速報値）

○　女性自立支援施設の入所率の平均は23.0%、１日当たり平均入所者数は約5.3人となっている。
　　施設ごとの入所状況に大きなばらつきがある。

女性自立支援施設の平均入所率（令和7年度）

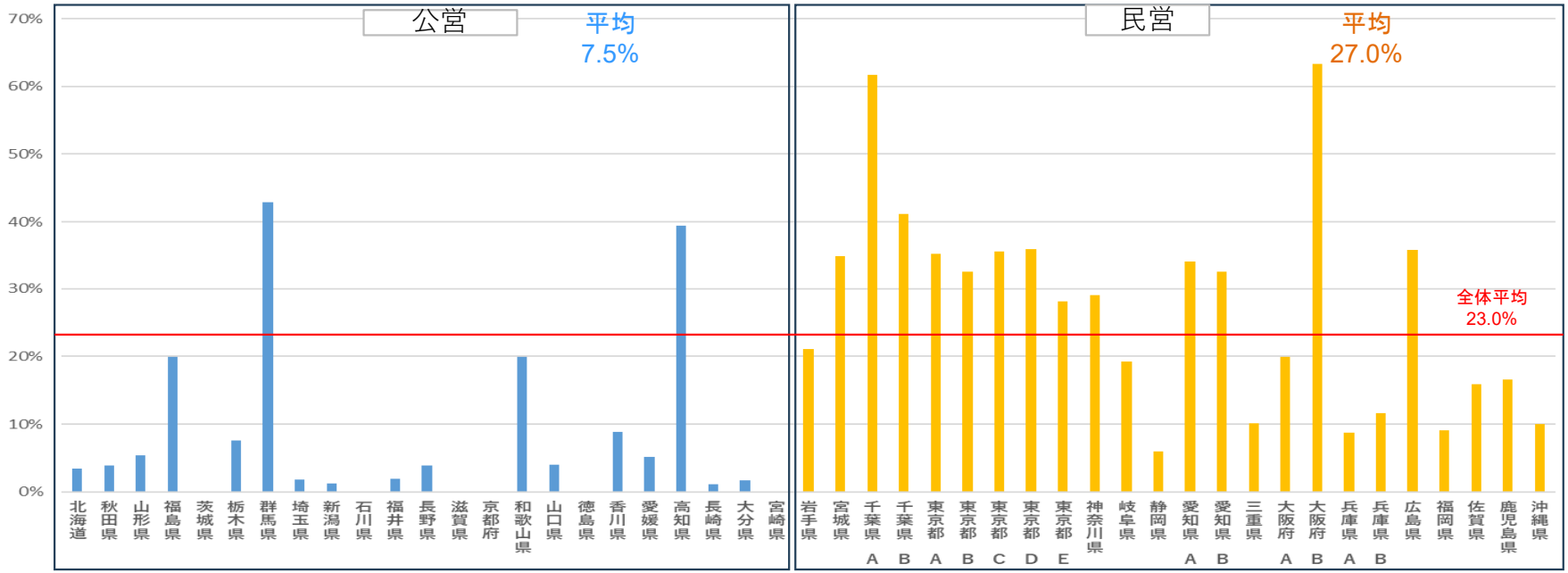

１日あたりの平均入所者数（令和7年度）

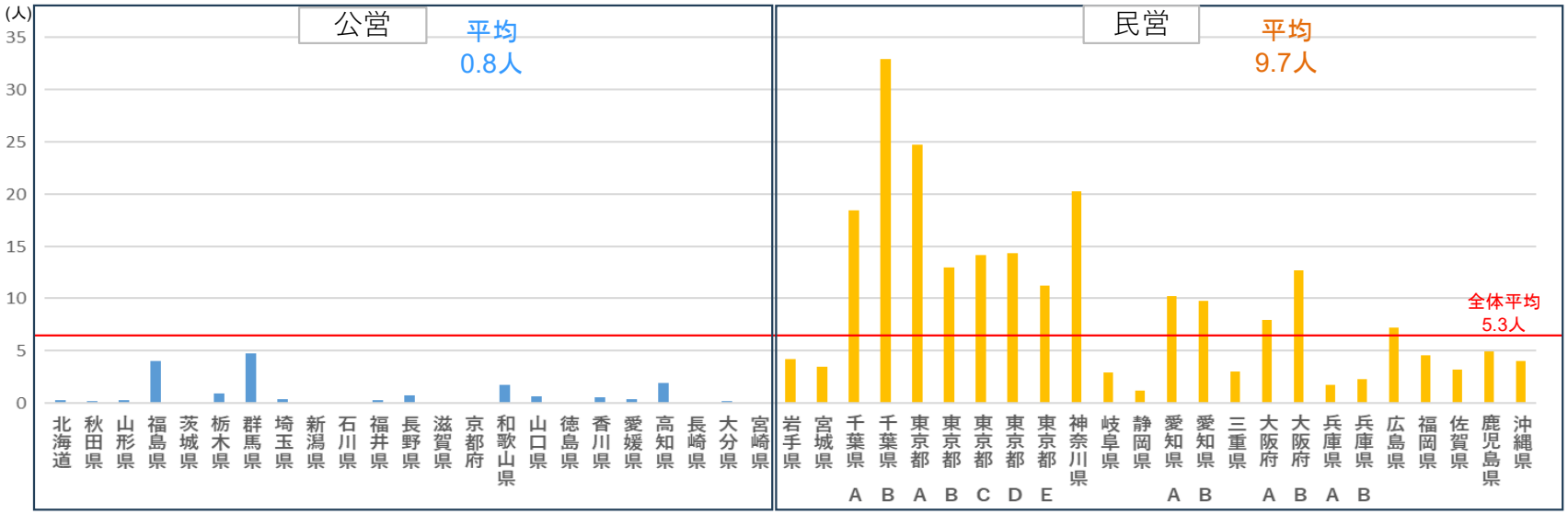

※入所率は、施設の定員に対する女性本人の入所実績をもとに算出したもの。
※上記に加えて、女性自立支援施設で一時保護委託を受ける場合もある。
※速報値であり今後変更がありうる。

（厚生労働省女性支援室調べ）

一時保護･施設入所に関する法令上の規定について

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）（抄）

（女性相談支援センター）

第九条　都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

３　女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

二　困難な問題を抱える女性（中略）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

６　女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

７　第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

（女性自立支援施設）

第十二条　都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則（令和五年厚生労働省令第三十七号）（抄）

（法第九条第七項の厚生労働省令で定める場合）

第一条　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号。以下「法」という。）第九条第七項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。次号において「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる場合

二　同居する者等であって、配偶者暴力防止等法第一条第三項に規定する配偶者以外の者からの暴力から保護することが必要と認められる場合

三　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等から保護することが必要と認められる場合

四　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第七号に規定する人身取引等により他人の支配下に置かれていた者として保護することが必要と認められる場合

五　住居がない又は何らかの理由で帰宅することが心身に有害な影響を与えるおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる場合

六　心身の健康の確保及び関係機関による回復に向けた支援につなぐために保護することが必要と認められる場合

七　前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければその支援の対象となる者の生命又は心身の安全が確保されないおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる場合

一時保護所・女性自立支援施設における「入所につながらない理由」

○　一時保護所と女性自立支援施設における入所者の減少は、①対象者本人の同意が得られないこと、②一時保護所・女性自立支援施設側において受入ができないことによるものと考えられる。

図表 2-2-35　一時保護につながらない理由【複数回答】

		一時保護につながらないとして選択した主なケースと相談所数	一時保護につながらない理由として選択した割合(%) 本人の同意が得られなかったため	身体的暴力（DV含む）を受けておらず、生命の危険はないため	未成年であり、保護者の元で支援を受けた方がよいため	18歳未満の未成年であり、児童相談所で支援を行うべきであるため	本人に障害や疾病があり、必要な設備がそろった一時保護所や委託先がないため	本人に障害や疾病があり、本人に障害や疾病があり、本人のことを自分でできないため	本人に障害や疾病があり、身の回りのことを自分でできないため	同伴児者に障害や疾病があり、身の回りのことを自分でできないため	同伴児者に障害や疾病があり、必要な設備がある一時保護所や委託先がないため	同伴児者に障害や疾病があり、必要な設備が当該施設にそろっていないため	本人に障害や疾病があり、集団生活が困難であるため	同伴児者に障害や疾病があり、集団生活が困難であるため	同伴児者に障害や疾病があり、身の回りのことを自分でできないため	退所後の見通しが立たないため	就労自立の見込みが立たないため	他施策で支援することが適切であるため	その他	無回答
若年女性	実数	33	30	3	12	10	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	-
	%	100.0	90.9	9.1	36.4	30.3	6.1	6.1	3.0	-	-	-	-	-	-	-	-	15.2	15.2	-
同伴児のいる女性	実数	22	20	2	-	-	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-	-	2	6	1
	%	100.0	90.9	9.1	-	-	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	-	-	9.1	27.3	4.5
妊産婦	実数	5	4	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-
	%	100.0	80.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	-	-	-	-	-	-	-	-	20.0	40.0	-
障害(児)者	実数	20	1	1	-	-	14	14	12	4	2	2	14	1	-					
	%	100.0	5.0	5.0	-	-	70.0	70.0	60.0	20.0	10.0	10.0	70.0	5.0	-					
高齢者	実数	12	2	1	-	-	6	7	7	2	1		12	2	-					
	%	100.0	16.7	8.3	-	-	50.0	58.3	58.3	16.7	8.3		100.0	16.7	-					
性的少数者	実数	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	%	100.0	20.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
外国籍	実数	9	5	1	1	1	1	1	1	-	-	-	2	3	-					
	%	100.0	55.6	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	-	-	-	22.2	33.3	-					
その他	実数	3	3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-					
	%	100.0	100.0	-	-	-	-	-	33.3	-	-	-	-	33.3	-					

図表 2-2-37　婦人保護施設入所につながらない理由【複数回答】

		一時保護につながらないとして選択した主なケースと相談所数	婦人保護施設入所につながらない理由として選択した割合(%) 本人の同意が得られなかったため	身体的暴力（DV含む）を受けておらず、生命の危険はないため	未成年であり、保護者の元で支援を受けた方がよいため	18歳未満の未成年であり、児童相談所で支援を行うべきであるため	本人に障害や疾病があり、集団生活が困難であるため	本人に障害や疾病があり、本人のことを自分でできないため	本人に障害や疾病があり、必要な設備が当該施設にそろっていないため	同伴児者に障害や疾病があり、集団生活が困難であるため	同伴児者に障害や疾病があり、身の回りのことを自分でできないため	同伴児者に障害や疾病があり、必要な設備が当該施設にそろっていない	退所後の見通しが立たないため	就労自立の見込みが立たないため	他施策で支援することが適切であるため	その他	無回答
若年女性	実数	15	12	3	4	5	1	1	1	-	-	-	2	2	2	1	-
	%	100.0	80.0	20.0	26.7	33.3	6.7	6.7	6.7	-	-	-	13.3	13.3	13.3	6.7	-
同伴児のいる女性	実数	14	8	1	-	-	1	1	1	1	1	1	1	2	3	5	1
	%	100.0	57.1	7.1	-	-	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	14.3	21.4	35.7	7.1
妊産婦	実数	5	4	1	1	1	1	1	1	-	-	-	1	2	1	2	-
	%	100.0	80.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	-	-	-	20.0	40.0	20.0	40.0	-
障害（児）者	実数	13	1	1	-	-	8	7	6	2	2	-	3	2	7	1	-
	%	100.0	7.7	7.7	-	-	61.5	53.8	46.2	15.4	15.4	-	23.1	15.4	53.8	7.7	-
高齢者	実数	11	1	1	-	-	3	6	6	1	1	-	4	2	7	1	-
	%	100.0	9.1	9.1	-	-	27.3	54.5	54.5	9.1	9.1	-	36.4	18.2	63.6	9.1	-
性的少数者	実数	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1
	%	100.0	25.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0	25.0
外国籍	実数	4	3	1	1	1	1	1	1	-	-	-	1	2	-	-	-
	%	100.0	75.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	-	-	-	25.0	50.0	-	-	-
その他	実数	7	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	3	2
	%	100.0	28.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14.3	-	42.9	28.6

出典：令和5年度 困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業報告書

一時保護所・女性自立支援施設における受入に関する運用の現状

○　一時保護所や女性自立支援施設において、施設の方針として、自傷行為のおそれがあるケースや高齢者、障害者を受け入れていないと回答したものが、一定割合あった。
○　女性自立支援施設について、公設公営が、施設の方針として入所を受け入れないケースがある割合が高い。

＜施設の方針として、一時保護を行わない対象者＞

図表 II-31 方針として「一時保護所での一時保護は行わない」としているケース（複数回答）【問 10】

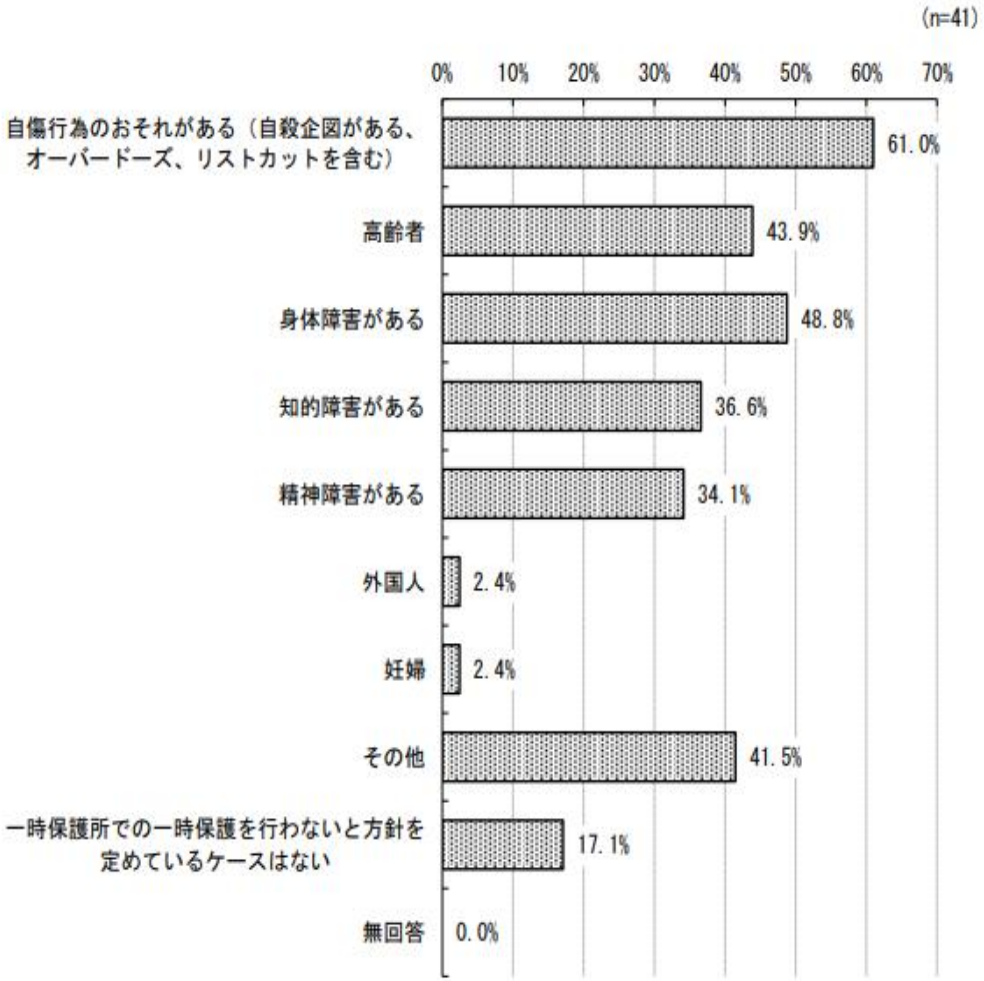

＜施設の方針として、女性自立支援施設への入所を受け入れない対象者＞

図表 III-11　施設の方針として入所を受け入れないケース（複数回答、設置・運営主体別）【問 1、問 7】

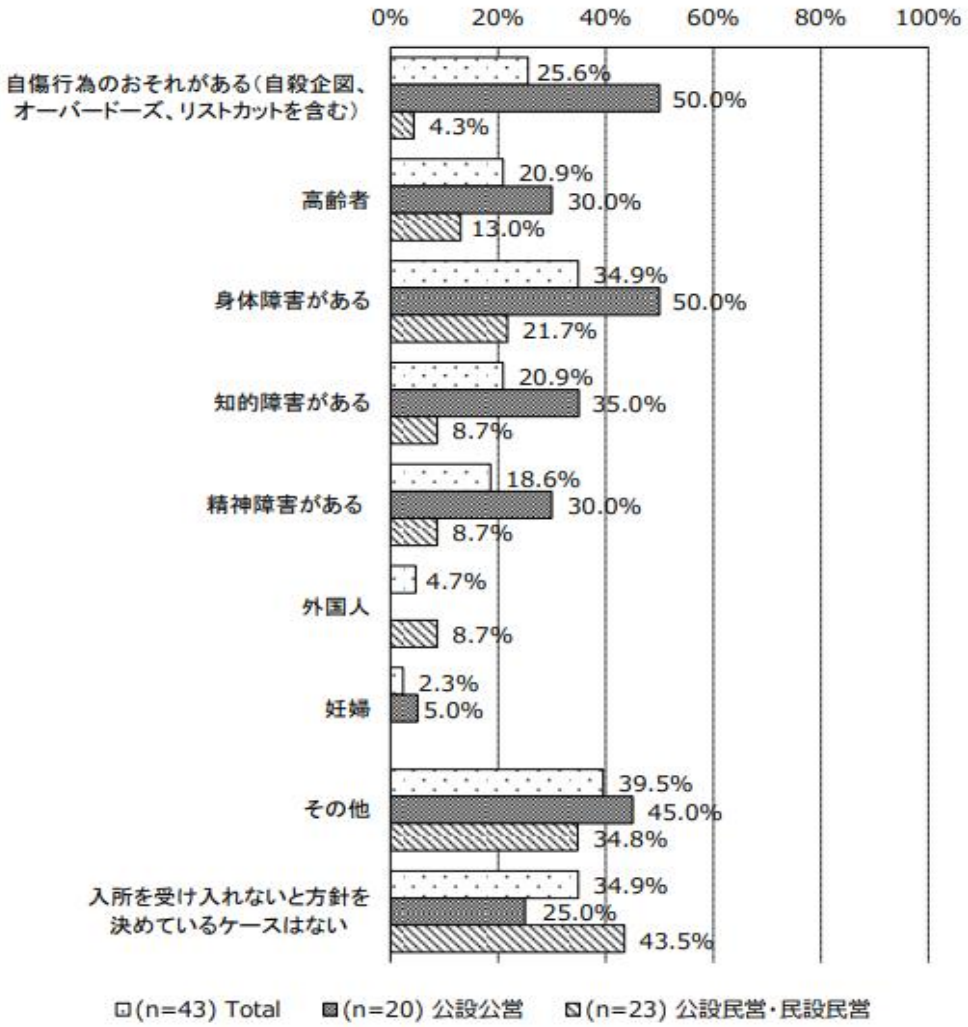

出典：令和7年度社会福祉推進事業　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行状況等に関する調査研究事業

一時保護所・女性自立支援施設受入促進モデル事業

社会・援護局地域福祉課
女性支援室（内線4584）

令和7年度補正予算額　40百万円

1　事業の目的

○　困難な問題を抱える女性が地域で安心して自立生活を送るためには、相談から保護、自立支援までの専門的な支援を包括的に提供することが重要である。

○　一方で、現在の一時保護所・女性自立支援施設では、DV加害者等からの追跡のおそれのある入所者を守るため、原則としてすべての入所者に対して厳しい生活制限（携帯電話の使用・外出・通勤通学の禁止）を一律に課しているため本人の入所同意が得られず、個々の入所者の状況に応じた支援を行うことが困難な状況にある。

○　このため、秘匿性のない入所者向けに、生活制限を大幅緩和したサテライト型の一時保護所・施設を確保するモデル事業を実施し、一時保護や中長期的な支援が必要な者の入所を促進するとともに、地域・一般社会により近い形での自立支援を行うことにより、保護解除後の生活再建や入所者の地域移行をよりスムーズに行える効果的な支援の在り方を検討する。※本事業は令和７年度補正予算に計上

2　事業の概要・スキーム

○　本体の一時保護所・女性自立支援施設に加え、「秘匿性なし」の者用の一時保護所・施設をサテライトで設置する場合（※）に賃借料を補助。



（現状）
秘匿性確保のため一律に厳しい生活ルールを適用



一時保護所・女性自立支援施設

秘匿性のない者のみ抽出

【秘匿性のある入所者（DV加害者等からの追跡の危険のある者）】
→　秘匿性に配慮しつつ支援を実施

※本体の一時保護所・施設を「秘匿なし」の者用とし、サテライト型を「秘匿あり」の者用として設置することも可。

（見直し後）
秘匿性の有無に応じて入所者を分離

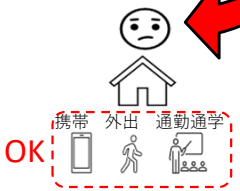

一時保護所・女性自立支援施設（サテライト型）

【秘匿性のない入所者】
→　生活ルールを大幅緩和したサテライト型を確保（設備基準は緩和）することにより、
◎一時保護・中長期的な支援が必要な者の入所を促進
◎一時保護所においては、保護期間中も通勤・通学のための外出等が可能となり、保護解除後の生活再建がスムーズに
◎女性自立支援施設においては、地域との交流や、より一般社会に近い生活体験、多様な自立支援が可能となり、地域生活への移行を促進

3　実施主体等

【実施主体】都道府県
【補助率】３／４
【補助単価案】　1か所当たり年額3,000千円（最大）

女性自立支援施設通所型支援モデル事業【令和６年度創設】

社会・援護局地域福祉課
女性支援室（内線4584）

令和８年度当初予算　困難な問題を抱える女性支援推進等事業　23億円の内数（24億円の内数）　※（）内は前年度当初予算額

１　事業の目的

○　困難な問題を抱える女性のうち女性自立支援施設への入所による支援が望ましいと考えられる女性であっても、若年女性、同伴児のいる女性、障害を持つ女性等の概ね３割が入所につながっていない。

○　また、入所につながらなかったケースについては、その後の行き先や支援の状況が把握できない場合も多く、支援が途切れている可能性もある。

○　そのため、女性自立支援施設へ通所しながら、性暴力等の被害からの心身の健康の回復に向けた支援や、安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けられる事業をモデル的に実施し、入所につながらなかったケースへの効果的な支援の在り方を検討する。

２　事業の概要・スキーム

１．日中活動等を通じた居場所の確保や生活習慣等の定着支援
日中活動等を通じて、日中の居場所を提供するとともに、就業意欲を高め、一般的な生活力を身につけるための支援を行う。

２．心理療法
定期的な心理療法等を実施し、性暴力等の被害からの心身の健康の回復を図る。

３．ピアサポート
施設入所者を含め、同じ立場や境遇、経験等を有する女性同士の情報交換や交流の場の提供など、当事者性を活かしたサポート活動を行う。

４．施設の生活体験
施設入所が望ましい者等について、事前に施設における生活を体験することで、本人の意思決定等を支援する。

５．施設入所への課題検証等
入所に至らなかったケースについて、その要因を検証し、必要な見直しを図るとともに、必要に応じた入所の促進を図る。

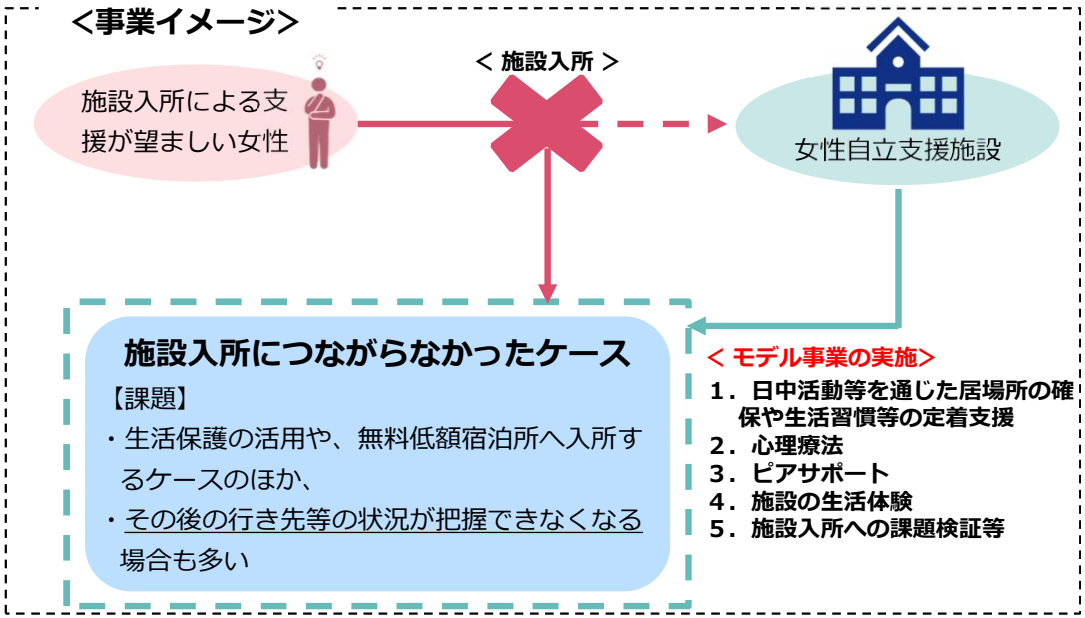

３　実施主体等

【実施主体】都道府県　【補助率】３／４
【補助単価案】１施設当たり5,660千円、４の利用者一人当たり日額2,405円、賃借料加算　１施設当たり3,000千円（最大）
【令和７年度事業実施自治体】２自治体

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

【論点１】都道府県・市町村における相談支援体制について

【論点２】一時保護所や女性自立支援施設における受入促進に向けた方策について

【論点３】民間団体との協働のあり方について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

拡充

官民協働等女性支援事業

社会・援護局地域福祉課
女性支援室（内線4584）

令和８年度当初予算　困難な問題を抱える女性支援推進等事業　23億円の内数（24億円の内数）　※（）内は前年度当初予算額
令和7年度補正予算において別途予算措置：2.7億円

１　事業の目的

○　様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を推進する。

２　事業の概要・スキーム

（１）アウトリーチ支援・ＳＮＳ相談支援
困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、ＳＮＳを活用した相談支援等を実施。

（２）居場所の確保
一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施。

（３）自立支援
継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業、教育に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。

（４）ステップハウス
（３）の実施に際し、一時的な避難場所ではなく、自立に向け、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所を確保。
また、ステップハウスの利用者の自立のため、資格取得、就職活動・就職支度や同伴児童の通塾に係る経費について支援する。

（５）アフターケア
（３）または（４）を実施した者に対して、電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援を実施。

（６）関係機関連携会議
行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。

（７）支援体制強化（ＩＣＴ導入支援）
（１）～（５）の実施に際し、ＩＣＴを活用した支援の導入や情報管理等を実施。

<事業イメージ>

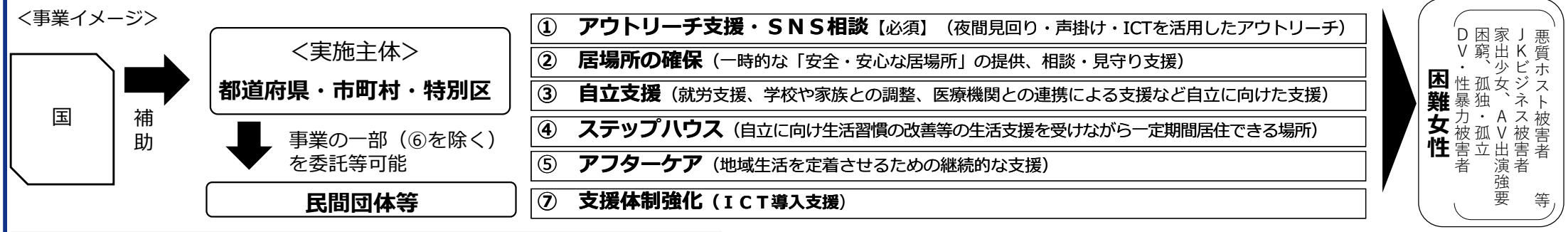

⑥　**関係機関連携会議の設置等**【必須】（関係機関と民間団体の連絡・調整）

※①及び⑥については、当該事業による補助を受けずに実施している場合であっても「必須」の条件を満たすものとして取り扱うこととする。
※①～⑥の事業の実施に際しては、実施主体の策定する計画（都道府県基本計画または市町村基本計画）に基づき行うものとする。

３　実施主体等

実施主体　：都道府県・市町村（特別区含む）
補助率　　：国１/２、都道府県・市町村（特別区含む）　1/２

＜事業実績＞令和５年度：　５自治体（９団体）
令和６年度：13自治体（28団体）
令和７年度：23自治体（44団体）

民間団体支援強化・推進事業【令和４年度創設】

社会・援護局地域福祉課
女性支援室（内線4584）

令和８年度当初予算　困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数 （24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　様々な困難を抱える女性に対する多様な相談対応や自立に向けた支援を各地域で行えるよう、支援を担う民間団体の育成等を図る。

2 事業の概要・スキーム

（１）民間団体支援推進事業

困難な問題を抱える女性への支援を行っているＮＰＯ法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、民間支援団体を掘り起こすための検討を行う。

（２）民間団体育成事業

都道府県等が、困難な問題を抱える女性への支援を担うことができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練、その他民間団体の育成に資する取組を行う。

（３）民間団体立上げ支援事業

困難な問題を抱える女性への支援として、民間団体が行う相談対応や自立支援の取組に対する立ち上げ支援を行う。

<事業イメージ>

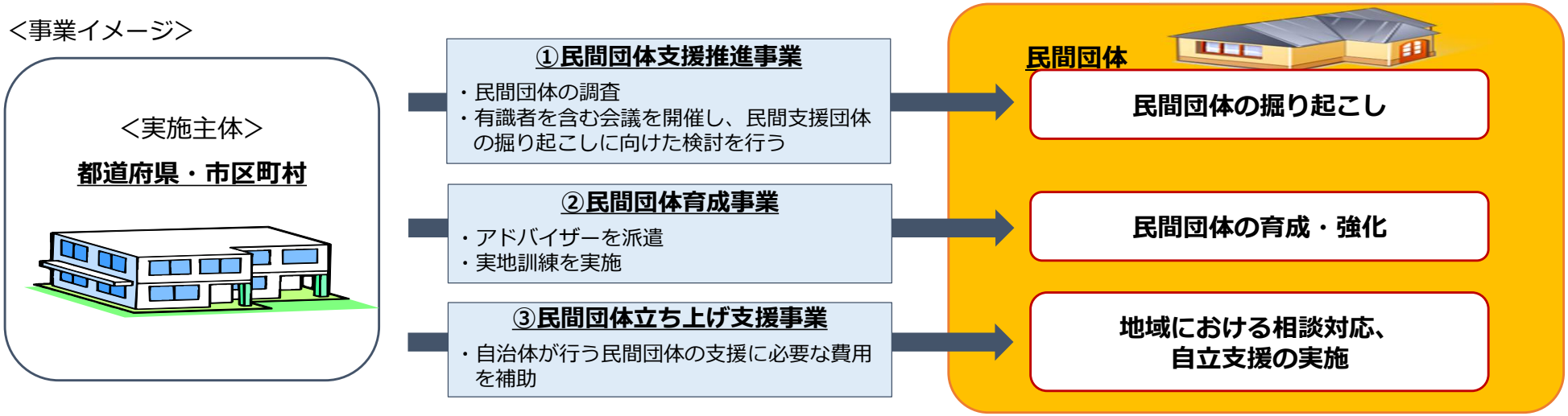

3 実施主体等

【実施主体】　都道府県・市町村（特別区含む）
【補助率】　国１／２、都道府県・市町村（特別区含む）　１／２
【補助単価案】１自治体当たり 年額最大 11,045千円

【事業実施自治体数】令和５年度：３自治体
令和６年度：８自治体
令和７年度：８自治体

DV被害者等自立生活援助事業【平成26年度創設】

社会・援護局地域福祉課
女性支援室（内線4584）

令和８年度当初予算　困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数 （24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　一時保護所退所後のDV被害等女性が、地域で自立し定着するための支援体制を構築するとともに、DV被害等女性に対する支援の推進を図る。

2 事業の概要・スキーム

（１）自立支援事業

ＤＶシェルター等の一時的な居住場所に居住するＤＶ被害等女性に対し、必要に応じて、①生活相談（金銭管理、整理整頓、食生活、健康管理等）、②行政機関・裁判所等の活用方法の助言及び同行支援、③就職支援、④その他必要な相談などＤＶシェルター等からの退所に向け必要な支援を行う。

（２）定着支援事業

自立支援事業により、ＤＶシェルター等を退所した者に対し、必要に応じて、①電話相談、②家庭訪問、③社会生活の場（地域活動の場、職場など）への同行等の職員による相談、助言など、地域生活を定着させるための継続的な支援を行う。

【事業イメージ】

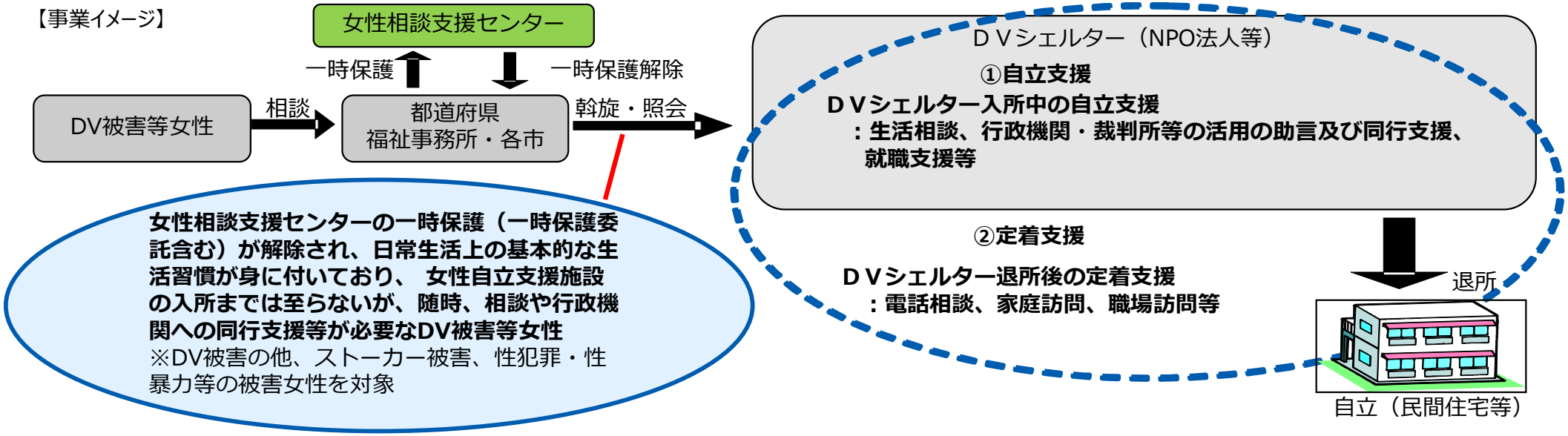

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市（特別区含む）【補助率】 国１／２、都道府県・市（特別区含む） １／２
【補助単価】 1か所当たり年額 4,102千円
【令和７年度実施都道府県】16自治体

性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）

【令和8年度当初予算額　310百万円】（令和7年度当初予算額　307百万円）

目　的

○ 配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルター等の先進的な取組を促進することにより、地域における官民が連携した配偶者暴力被害者等支援の充実及び多様なニーズに応じた支援の枠組みの構築に資することを目的とする。

概　要

◆ 交 付 先 ： 都道府県・政令指定都市、市町村（特別区含む）

◆ 対象経費 ： 都道府県等が負担した、民間シェルター等の先進的な取組を促進するための経費（以下①～④）

①受け入れ体制整備に要する経費　（母子一体で受け入れるための改修経費、メール・SNS等相談のための人件費・システム整備費、多様な被害者等を受け入れるための体制の確保（若年女性、妊産婦、障害者、男性、外国籍等の多様な被害者を受け入れるための施設の改修や居住施設の確保、施設のバリアフリー化等）等）

②専門的・個別的支援に要する経費　（心理的ケアや同伴児童の進学等の専門的な相談支援を行う専門職配置に要する人件費、支援員の相談支援業務の対応力向上や専門性向上に係る研修経費 等）

③切れ目ない総合的支援に要する経費　（自立に向けたプログラム実施経費、関係機関への同行支援に係る交通費、退所者へのアウトリーチ支援に要する人件費　等）

④加害者プログラムの実施等に要する経費

※上記①～④の事業実施のための付随的経費

◆ 交付率等 ： 国　3／4　（交付上限：１民間団体当たり、一つの都道府県の管内で1,000万円）

◆ そ の 他 ： 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先

予算スキーム

